令和７年（フ）第１２０号
福岡県飯塚市新飯塚20番14号　カプチーノ新飯塚Ｂ棟303号室
破産者　高山　　歩
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和６年（フ）第１８号
長崎県島原市有明町大三東甲1177番地
破産者　杉野養鶏こと　杉野　伸和
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第５２号
盛岡市西仙北一丁目４番３号　リヴィエール101号
破産者　熊谷　　剛
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２１号
川崎市麻生区上麻生７丁目23番１―108号
破産者　西岡　圭介
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第８６号
新潟県長岡市台町２丁目３番13号、前住所新潟県長岡市台町２丁目９番33号
破産者　三上　健一
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第５５６号
愛知県刈谷市半城土西町３丁目１番地19　アルカンシェル森東106号
破産者　濱田　慶一
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第５６２号
愛知県西尾市一色町開正末宝15番地　県営開正住宅１棟507号、前住所愛知県岡崎市八帖町字往還通110番地　シャトレー中岡崎　502
破産者　石川　晴久
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１５号
愛知県豊田市大林町17丁目13番地１　サンレジデンス大蔵101号、前住所愛知県豊田市貝津町屋86番地
破産者　福岡　勝好
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第５３１１号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目23番35号　サンビレッジナカニシ　Ｂ101
破産者　タカハシ建装こと　髙橋　正志
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２号
堺市東区引野町１丁24番地
破産者　竹本　　唯（旧姓吉門）
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８５号
神戸市北区南五葉２丁目４番10―504号
破産者　宮井都由子
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６７号
大分市大字横尾4307番地の１　グランソレイユ小野Ａ　Ａ－２
破産者　真鍋　光司
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１６号
大分県佐伯市新女島二丁目7471番地11（開始決定記載の住所表示）大分県佐伯市新女島7471番地10、住民票上の住所大分県佐伯市蒲江大字西野浦1720番地５
破産者　浪井　健吾
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和７年（フ）第１９６号
青森県八戸市大字櫛引字櫛引76番地２　コーポＹＯＵ　Ｂ101号室
破産者　石藤　　学
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第１７４０号
横浜市中区新山下３丁目15番２―706号
破産者　林　　樹一
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４２４号
横浜市鶴見区仲通３丁目80番地４　ボナールＫＩ101
破産者　成川　智義
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０７号
東京都港区白金台２丁目９番12―1906号、開始決定時の住所横浜市南区共進町２丁目47―１　マキシヴ横浜南ドゥエ403号
破産者　古澤　直樹
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部